

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成13年10月24日

東京学芸大学長
岡 本 靖 正

平成13年規程第25号

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程（平成8年規程第11号）の一部を次のように改正する。

第10条中「各連合講座から選出された者」を「各連合講座会議の部会代表者」に改める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程 新旧対照表（抄）

現 行	改 正
〔省略〕 （拡大研究科委員会） 第10条 入学者の選抜等について審議するため、委員会に<u>各連合講座から選出された者</u>を加えた拡大研究科委員会を置く。 2 拡大研究科委員会については、別に定める。 〔省略〕	〔省略〕 （拡大研究科委員会） 第10条 入学者の選抜等について審議するため、委員会に<u>各連合講座会議の部会代表者</u>を加えた拡大研究科委員会を置く。 2 拡大研究科委員会については、別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成14年4月1日から施行する。</u>